

子どもたちの成長が花ひらく
よろこびやうれしさをともに

入園のしおり

重要事項説明書

さくらさくみらい 箕面

会社概要

会社名：株式会社さくらさくみらい
資本金：93,004,900円
本社所在地：〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-2-2
東宝日比谷ビル
電話：03-6457-9539
代表取締役社長：西尾 義隆
取締役副社長：中山 隆志
取締役専務：森田 周平
設立：2009年8月3日

[2026年1月改定]



さくらさくみらい
SAKURASAKUMIRAI

12 相談・苦情解決体制

12-1 対応方法

園のことでお気づきのこと、お悩みなどございましたら、遠慮なくお伝えください。また、「ふれあい箱(ご意見箱)」をエントランスに設置していますのでご活用ください。

相談受付方法：電話・文書・メール、または直接園にお伝えください。

12-2 受付窓口

担当先	担当者	連絡先
苦情受付担当者	各クラス担任・職員	072-737-8239
苦情解決担当者	園長	
統括苦情解決責任者	株式会社さくらさくみらい 本部	03-6457-9539(9:00~18:00※土日祝除く) soudan@sakura-39.jp 
第三者委員	八木 ゆかり(保育士養成校 講師)	090-2172-2744(9:00~18:00※土日祝除く) y.yagiconsultation3@gmail.com 
	野中 利夫(株式会社さくらさくプラス 常勤監査役)	03-6457-9539(9:00~18:00※土日祝除く)

各園別園規則、全園共通及び各園別入園のしおり(重要事項説明書)の内容を十分にご理解いただいたうえで、「園規則・入園のしおり(重要事項説明書)及び個人情報の取り扱いに関する同意書」へのご承諾とご記入をお願いします。

・目次・

01 保育園の概要

1-1 施設の概要	02
1-2 開園日・開園時間・休園日	02
1-3 クラス構成及び職員体制	03
1-4 保育園及び近隣MAP	03

03 利用料金

3-1 保育料	05
3-2 延長保育料	05
3-3 その他の料金	05
3-4 支払い方法	05

05 ならし保育(なれ保育)

5-1 ならし保育(なれ保育)とは	07
5-2 目的	07
5-3 期間	07

07 感染症による登園停止

7-1 意見書・登園届	08
-------------	----

09 入園・退園

9-1 入園申込・選考方法	10
9-2 家庭状況に変更があった場合	10
9-3 退園	10

11 施設情報

11-1 施設情報	11
-----------	----

02 保育利用

2-1 保育の必要量	04
2-2 保育時間の決め方	04
2-3 延長保育	04

04 入園に向けて

4-1 入園時必要書類	06
4-2 入園前面談	06
4-3 入園前健康診断	06

06 健康診断

6-1 身体測定	08
6-2 健康診断	08
6-3 歯科検診	08

08 非常災害時の対策

8-1 避難場所	09
8-2 気象警報発令時	09

10 関係先一覧

10-1 関係先一覧	10
------------	----

12 相談・苦情解決体制

12-1 対応方法	12
12-2 受付窓口	12

01 保育園の概要

1-1 施設の概要

名称	さくらさくみらい 箕面	
所在地	大阪府箕面市船場西3-6-3	
電話番号	072-737-8239	
許可年月日	2019年4月1日	
敷地面積	485.61㎡	
建物	鉄骨造地上2階建て	
延床面積	529.65㎡	
施設内容	乳児室・ほふく室	86.40㎡
	保育室・遊戯室	146.12㎡
	医務室(事務室兼用)	17.50㎡
	調理室	29.40㎡
	児童用トイレ	2箇所
	代替遊戯場	6,100.00㎡
設備の種類	冷暖房設備	
	防犯カメラ	
	床暖房(一部)	
	オートロック	
	ALSOK(総合警備保障)	
安全保障	乳幼児賠償責任保険加入	

※施設に隣接の園庭、水遊びスペースはありません。

1-2 開園日・開園時間・休園日

開園日	月曜日～土曜日
基本保育時間	7:00～19:00
標準時間	7:30～18:30(最長11時間)
短時間	9:00～17:00(最長8時間)
延長保育時間	7:00～7:29 / 18:31～19:00
休園日	日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

11 施設情報

首都圏エリア

【東京都】

－認証保育所

さくらさくみらい 月島(中央区)

－認可保育所

さくらさくみらい 早宮(練馬区)

さくらさくみらい 月の岬(中央区)

さくらさくみらい 中板橋(板橋区)

さくらさくみらい 石川台(大田区)

さくらさくみらい 練馬(練馬区)

さくらさくみらい 北品川(品川区)

さくらさくみらい 中野(中野区)

さくらさくみらい 都立大(目黒区)

さくらさくみらい 駒込(豊島区)

さくらさくみらい 久が原(大田区)

さくらさくみらい 東大井(品川区)

さくらさくみらい 浮間(北区)

さくらさくみらい 人形町(中央区)

さくらさくみらい 晴海(中央区)

さくらさくみらい 西原(渋谷区)

さくらさくみらい 長原(大田区)

さくらさくみらい 平和島(大田区)

さくらさくみらい 篠崎(江戸川区)

さくらさくみらい 堀ノ内(杉並区)

さくらさくみらい 小日向(文京区)

さくらさくみらい 上原(渋谷区)

さくらさくみらい 武蔵小山(品川区)

さくらさくみらい 目黒(目黒区)

さくらさくみらい 本町(板橋区)

さくらさくみらい 鶴の木(大田区)

さくらさくみらい 上池袋(豊島区)

さくらさくみらい 護国寺(文京区)

さくらさくみらい 学芸大(目黒区)

さくらさくみらい 鷹番(目黒区)

さくらさくみらい 笹塚(渋谷区)

さくらさくみらい 江原町(中野区)

さくらさくみらい 蓮根(板橋区)

さくらさくみらい 中村北(練馬区)

さくらさくみらい 中葛西(江戸川区)

さくらさくみらい 一之江(江戸川区)

さくらさくみらい 東向島(墨田区)

さくらさくみらい 入谷(台東区)

さくらさくみらい 水道(文京区)

さくらさくみらい 高輪(港区)

さくらさくみらい 東日本橋(中央区)

さくらさくみらい 初台(渋谷区)

さくらさくみらい 碑文谷(目黒区)

さくらさくみらい 東陽町(江東区)

さくらさくみらい 東陽二丁目(江東区)

さくらさくみらい 富岡(江東区)

さくらさくみらい 豊洲(江東区)

さくらさくみらい 新板橋(板橋区)

さくらさくみらい 西台(板橋区)

さくらさくみらい 石神井公園(練馬区)

さくらさくみらい 田柄(練馬区)

さくらさくみらい 高野台(練馬区)

さくらさくみらい 田園調布(大田区)

さくらさくみらい 御殿山(品川区)

さくらさくみらい 下目黒(目黒区)

さくらさくみらい 築地(中央区)

さくらさくみらい 東仲通り(中央区)

さくらさくみらい 下赤塚(板橋区)

さくらさくみらい 成増(板橋区)

さくらさくみらい 蔵前(台東区)

さくらさくみらい 下谷(台東区)

さくらさくみらい 旭町(練馬区)

さくらさくみらい 西六郷(大田区)

さくらさくみらい 三好(江東区)

さくらさくみらい 西永福(杉並区)

さくらさくみらい 弥生町(中野区)

さくらさくみらい 東品川(品川区)

さくらさくみらい 西日暮里(荒川区)

さくらさくみらい 佃(中央区)

さくらさくみらい 新東陽(江東区)

さくらさくみらい 木場(江東区)

さくらさくみらい 豊玉北(練馬区)

さくらさくみらい 光が丘(練馬区)

さくらさくみらい 谷中(台東区)

さくらさくみらい つくだ大通り(中央区)

さくらさくみらい 西葛西(江戸川区)

さくらさくみらい 小竹向原(板橋区)

さくらさくみらい 板橋四丁目(板橋区)

さくらさくみらい 荻窪(杉並区)

さくらさくみらい 勝どき(中央区)

さくらさくみらい 新富町(中央区)

さくらさくみらい 品川シーサイド(品川区)

さくらさくみらい パークタワー勝どき(中央区)

【埼玉】

－蕨市 認可保育所

さくらさくみらい 蕨(蕨市)

関西エリア

－認可保育所

さくらさくみらい 善源寺(大阪市)

さくらさくみらい 箕面(箕面市)

さくらさくみらい 元町(大阪市)

さくらさくみらい 東平(大阪市)

02 保育利用

2-1 保育の必要量

保育園は保護者様の就労や病気などの理由により、お子様をご家庭で保育することができない場合に、保護者様に代わって保育をする場です。2015年4月の新制度導入から、保育の必要量により「保育標準時間」「保育短時間」に区分されました。これは市より発行される支給認定証で確認できます。

支給認定(保育必要量)	保育時間	最長時間
標準時間	7:30～18:30	11時間
短時間	9:00～17:00	8時間

2-2 保育時間の決め方

実際にご利用いただく保育時間(以下、利用時間)は、上記支給認定(保育必要量)に加えて、各ご家庭の状況について勤務証明証などで保育が必要とされる時間を確認のうえ園との面談にて決定いたします。その為、各ご家庭で利用時間は異なります。

・就労が理由での認定：利用時間＝勤務時間＋通勤時間

※シフト勤務の場合、毎月シフト表の提出をお願いいたします。

・土曜保育は、月～金曜同様、ご家族の勤務証明書などで土曜保育の必要性が認められた場合、お預かりできます。不定期の土曜日出勤がある場合や、やむを得ず土曜日保育が必要となる場合、事前に園にご相談ください。

・入園後、ご家庭の状況に変更(住所変更や転職、ダブルワーク、退職、育休取得など)がある場合は、緊急連絡先の変更や書類の提出が必要となりますので、速やかにお知らせください。

2-3 延長保育

延長保育は「スポット(緊急)」となります。

「スポット(緊急)」は常時ではなく、急な残業などでお迎えが延長保育時間帯になる方のご利用となります。

支給認定(保育必要量)	延長時間
標準時間	7:00～7:29
	18:31～19:00
短時間	7:00～8:59
	17:01～19:00

❶ 離乳食が完了していない場合、延長保育は原則ご利用いただけません。

保育標準時間の方は、18:31以降が延長保育時間となり、通常の保育料とは別に料金が発生します。

保育短時間の方は、7:30～8:59および17:01～19:00が延長保育時間となります。

※食事は補食のみの提供となります。

※交通機関の遅延による延長保育利用となった場合も延長保育料金は別途発生いたします。

08 非常災害時の対策

共

非常災害時の対策詳細については入園のしおり(重要事項説明書)「さくらさくみらい 全園共通」の「07 非常災害時の対策」をご確認ください。

8-1 避難場所

避難勧告が発令された場合、下記の避難場所へ避難します。

一時避難場所	杉谷公園
指定避難所	萱野小学校

避難は最後の手段です。園舎の倒壊の危険があったり、火災の拡大などで危険が身近に迫った時、また市から避難勧告が出た場合などの時には小・中学校(防災拠点)に避難します。

8-2 災害など発生時の緊急対応

災害などとは、①暴風警報の発令、②大雨特別警報の発令・防風特別警報の発令、③震度5弱以上の地震の発生、以上3つを指します。児童などの保育所への登園・降園時の安全確保及び事故などを未然防止するため、災害などが発生した場合の保育所の対応は箕面市では次のように定めています。

1. 午前7時時点で北大阪または箕面市に災害などが発生した時は、臨時休園となります。

※上記の災害以外にも、複合災害などにより児童の安全な確保がされない恐れがあると判断された場合は臨時休園となる場合があります。

※情報収集手段として、箕面市市民安全メール、箕面市市民安全LINEへの登録をお願いします。災害時の情報は保護者様がご確認ください。

◆災害①②で、警報の解除または正午までに保育が可能になった場合は、速やかに保育を開始します。この場合は給食はありません。正午までに登園される場合はお弁当を持参してください。また、正午以降は昼食を食べてから登園してください。

◆災害①②で、警報の継続または正午までに保育が可能とならない時は、終日臨時休園とします。

2. 北大阪または箕面市に震度5弱以上の地震が発生した場合(災害③)は休園です。保育可能になった時点で箕面市ホームページ、箕面市市民安全メール、箕面市市民安全LINE、FMラジオ(タッキー816みのおエフエム)などで連絡いたします。

3. 保育中に災害などが発生した場合は、発生時点から臨時休園となります。

◆速やかにお迎えをお願いいたします。

◆保育所から別の場所に避難する場合は、避難先を張り紙にてお知らせするので、避難先へのお迎えをお願いします。

◆保護者の方がお迎えに来られない場合は、事前届出者の方にお引き渡します。

06 健康診断

6-1 身体測定

身長・体重を毎月1回、頭囲・胸囲を年2回以上測定します。結果については「成長のあゆみ」に記載します。

6-2 健康診断

年3回、嘱託内科医が健康診断を行います。結果については「成長のあゆみ」に記載します。また、年3回の定期健康診断は、当日にお休みされた場合、園指定の健康診断票を持参のうえ、各ご家庭で受診いただく場合もあります。

6-3 歯科検診

年1回、嘱託歯科医が行います。結果については、「成長のあゆみ」に記載します。検診当日にお休みされた場合、園指定の健康診断票を持参のうえ、各ご家庭で受診いただく場合もあります。

07 感染症による登園停止

共

在園するお子様が感染症にかかった場合、感染症の蔓延を防ぐため、他の園児へ感染するおそれがある期間は登園停止となります。入園のしおり(重要事項説明書)「さくらさくみらい 全園共通」の「5-2 感染症」もご確認ください。

7-1 意見書・登園届

感染のおそれがなくなり登園する際には、園所定の「意見書(別紙2)」もしくは「登園届(別紙3)」の提出が必要となります。

感染症の種類により必要な書類が異なります。

意見書(別紙2)：医師の診断及び医師の署名が必要です。

登園届(別紙3)：医師の診断を仰いだ後に保護者様をご記入ください。

03 利用料金

3-1 保育料

保育園の運営にかかわる費用は、国・箕面市の負担分と保護者様から納付いただく保育料で成り立っています。入園が決定したお子様の保育料につきましては、箕面市子ども未来創造局保育幼稚園利用室より通知があります。

3-2 延長保育料

保育標準時間の場合

スポット延長 / 07:00～07:29	250円 / 1回
スポット延長 / 18:31～19:00	250円 / 1回

保育短時間の場合

スポット延長 / 07:00～08:59	250円 / 30分毎
スポット延長 / 17:01～19:00	250円 / 30分毎

開園時間外のお預け・お迎えの措置

開園前のお預け、閉園時間を過ぎたお迎えはお断りいたします。ファミリーサポートなどを利用して開園時間および延長保育時間内の送迎をお願いします。

万が一閉園後のお迎えとなった場合	1,000円 / 10分
------------------	--------------

3-3 その他の料金

3歳以上児の主食費	1,000円 / 月額
3歳以上児の副食費	月額5,000円
2歳以上児の遠足などの費用	都度実費徴収(実績：3,000円 / 年)
オムツ(園の備品を利用した場合)	30円 / 枚
写真	インターネットで希望者向けに販売
卒園アルバム	3,000円
入園時の備品	品目・価格については、備品申込書をご確認ください。
備品類の追加購入	体操服の追加購入など、備品の再購入については別途徴収いたします。

3-4 支払い方法

当園ではキャッシュレス決済でのお支払いをお願いしております。発生した費用(延長保育料、紙おむつなど)については月末に締めて翌月に請求いたします。

※現金の場合はおつりのないようにご準備いただき、園長に直接お渡しください。領収証を発行いたします。

04 入園に向けて

4-1 入園時必要書類

入園時に必要な情報は「入園者・在園者専用ポータル」にてご提出ください。

※「入園者・在園者専用ポータル」への初回ログイン情報は、「園規則・入園のしおり(重要事項説明書)及び個人情報の取り扱いに関する同意書」(別紙1)へご同意後にお渡しします。まずは書面をご確認の上、先んじてご署名済みの同意書を園へご持参ください。

【「入園者・在園者専用ポータル」に直接入力いただくもの】

- 基本情報(お子様の氏名・性別・生年月日、自宅住所・通園方法、保護者情報、勤務先情報、家族構成)
- 入園前の情報(入園までの生活状況、生育歴、既往歴)
- 送迎・連絡先(送り迎え※保護者以外の送迎者情報、緊急連絡先)
- 食(食品チェック)
- 健康(医療・病院情報、予防接種の記録)
- その他(各種同意事項)

【「入園者・在園者専用ポータル」に画像添付いただくもの】

- お子様・保護者様の顔写真
- 入園前の情報(母子手帳一部ページ)
- その他(支給認定証)
- 基本情報(勤務証明書(園様式)※保護者様が就労中の場合)
- 送迎・連絡先(保護者以外の送迎者顔写真・身分証明書)
- 健康(保険資格を証明する書類、乳幼児医療証)

※マイナンバーカードの画像を添付しないようご注意ください。

【「入園者・在園者専用ポータル」に画像添付はせず、面談時に書類原本の提出が必要なもの】

- ならし保育予定表
- 入園時健康診断票
- 食物アレルギー生活管理指導表(該当児のみ提出)

※現時点で食物アレルギー症状のないお子様は、食物アレルギー生活管理指導表の提出は必要ありません。

【各種情報更新のお願い】

入園後、以下の書類が期限切れや内容更新となった場合は、「入園者・在園者専用ポータル」にて変更内容をご申請ください。

- ・保険資格を証明する書類
- ・乳幼児医療証
- ・支給認定証

また、以下の情報は年1回の更新をお願いします。

- ・食物アレルギー生活管理指導表(該当児のみ)

4-2 入園前面談

保護者様、お子様と園で面談をいたします。これまでの生活状況やアレルギーの有無、ならし保育、ご準備いただくもの、利用時間の確認などを行います。

※上記面談を入園迄に受けられない場合は入園できない場合もございます。ご注意ください。

4-3 入園前健康診断

園の嘱託医による入園前の健康診断を受診いただけます。受診場所、日程などは別途ご案内します。受診の際、「入園前健康診断票」と「母子手帳」をご持参ください。

※上記健康診断を入園迄に受けられない場合は入園できない場合もございます。ご注意ください。

05 ならし保育(なれ保育)

5-1 ならし保育(なれ保育)とは(※以下ならし保育)

ならし保育とは、お子様が新しい環境に慣れるために、一定の準備期間を通して少しずつ園に通うことです。保育園に預けられるお子様にとって、日頃から一緒にいるご家族のもとを離れることは初めての経験となります。お子様の不安を可能な限り和らげ、集団生活を送れるようにするためにはならし保育が必要です。

5-2 目的

1. お子様を園で安心して過ごせる場所だと認識する

ならし保育を通じて園の職員やお友達と過ごすことで少しずつ新しい環境に慣れ、玩具で楽しんだり、園で安心して過ごせる場所と認識していきます。

2. お子様を園に通う生活リズムを作る

園に通い始めると起床時間や食事時間、身支度の時間など、お子様の生活リズムが変化します。その変化に少しずつ慣れ、生活リズムを作っていきます。

3. 保護者様がお子様を預けることに慣れる

お子様を初めて園に預ける保護者様側が、お子様と離れることへの不安感を解消することもならし保育の目的です。園の職員や、お子様と一緒に過ごすお友達の様子が分かれば安心してお子様をお預けいただけます。また、お子様の送迎にかかる時間が把握でき、無理のないスケジュールを組めるようになります。

園の職員がお子様に声かけをしたり、保護者様とのコミュニケーションからお子様の性格について理解を深めたりすることで、ご家庭と園がお互いのことを知り、ご家庭と園とで足並みを揃えてお子様の生活を見守っていくことができます。これにより、ご家庭と園で少しずつ信頼関係を築いていきます。

5-3 期間

ならし保育は1週間から2週間の期間をかけて、お子様が集団生活に慣れるまで段階的に保育時間を延ばして行います。ただし、お子様が園の生活になかなか慣れない場合や、体調を崩してお休みした場合などはならし保育の期間が長引く場合もあります。お子様の状況を見て保護者様と相談しながら期間を調整しますのでご協力をお願いします。